

新発田市生活交通ネットワーク計画  
（地域内フィーダー系統確保維持計画）の  
平成27事業年度（H26.10月～H27.9月）の一部変更について

1. 地域公共交通確保維持改善事業の概要等

「あやめバス」と、地域協働推進事業による特例措置が講じられた「川東コミュニティバス」が、地域公共交通確保維持改善事業の補助を受けるためには生活交通ネットワーク計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）を、関係者が参画する市地域公共交通活性化協議会にて承認を経て、毎年度3か年計画を国に提出する必要がある。

- 地域内フィーダー系統とは、「幹線系統（市町村間を結ぶ路線）に接続しており、地域内の移動に必要となる端末路線」という意味
- 事業年度は、10月1日から9月30日まで

1) 補助対象となる地域内フィーダー系統の主な要件

- ①新規路線（活性化・再生総合事業を活用し、実証運行の路線は対象）
- ②幹線系統に接続（バス停の近接、共有など）
- ③地域の協議会による議論を経た計画に基づき実施されること
- ④一般乗合旅客自動車運送事業許可を受けていること（4条運行路線）
- ⑤経常赤字が見込まれること など

2) 計画書の作成と補助申請

補助計画は協議会で作成し、補助申請は、事業年度終了後にバス事業者が行う

2. 地域内フィーダー系統確保維持計画の修正

平成27年4月からの運行について見直したことから、その見直し内容に合わせて本計画の内容を修正した。

主な見直し内容

- あやめバス
  - 「西新発田高校前」「新発田城址公園」の経路変更
- 川東コミュニティバス
  - 地域内の結節点を農業サポートセンターから川東小学校へ変更
  - 地域内の各学校の児童・生徒に配慮した変更
  - 需要に応じたダイヤの調整

運行見直しによって生じる一日当たりの運行系統数の変化

	H27.3 まで (申請番号)	H27.4 からの追加系統 (申請番号)	追加理由
あやめバス	7 系統 (1～7)	3 系統 (36～38)	城址公園方面未経由 外回り 2 系統 内回り 1 系統
川東コミバス	28 系統 (8～35)	17 系統 (39～55)	4 月から地域内結節点の変更 なお、H27.12～のダイヤは、 次年度計画に反映される

### 3. 国補助額の推移と見込み額

(単位：千円)

事業年度	計画申請額 (協議会作成)	内定額 (国通知)	交付申請額 (事業者作成)	交付確定額 (国通知)
H24 年度 (H24.4.1~H24.9.30)	4,342	4,342	4,342	4,342
H25 年度 (H24.10.1~H25.9.30)	9,393	9,393	9,393	9,393
H26 年度 (H25.10.1~H26.9.30)	14,187	14,187	14,164	H27.3
H27 年度 (H26.10.1~H27.9.30) 【計画修正前】	16,731 (補助上限額) 20,647 (算出額)	16,731	H26.11	
H27 年度 (H26.10.1~H27.9.30) 【計画修正後】	20,647	今年度策定 修正 計画		H28.11 月以降

- 運行事業者による補助金交付申請は、実際の運行実績（運行日数、運行回数、実車走行キロなど）によって行われる。
- 修正後の計画申請額について  
ダイヤ改正に合わせ、事務局にて現在、計画申請額の積算をしている。  
現在の概算では、補助上限額を下回らないことから、事務局に一任をお願いしたい。

生活交通ネットワーク計画（案）  
（地域公共交通確保維持事業のうち地域内フィーダー系統関係）

平成26年6月24日  
一部変更 平成27年2月 日  
新発田市地域公共交通活性化協議会  
会長 下妻 勇

生活交通ネットワーク計画の名称

新発田市地域内フィーダー系統確保維持計画（平成27年度～29年度）

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

新発田市は、人口10万人超の県北の中核都市であり周辺市町村からの流動も多い。市域は市街地のある本庁地区を中心として各地区が広がっており、本庁地区には公共施設や医療施設、商業施設、高校などの拠点施設が集中している。

市のバス交通は、近隣市町を結ぶ広域系統、市街地から放射状に各地区を結ぶ従来の系統に加え、菅谷・加治地区と市街地を結ぶ新発田市コミュニティバス、川東地区と市街地を結ぶ川東コミュニティバス及び市街地循環バスが運行されている。

この全てのバス路線は、JR新発田駅で結節しており、近隣市町や各地区から市街地へのアクセスに利用されている。

このうち市街地循環バスは、JR新発田駅・西新発田駅の周辺整備、県立新発田病院の移転などの「まち」の変化や、市街地の交通空白地帯の解消と高齢者や学生などの交通弱者の利便性向上を目的として、平成18年11月から毎年度運行ルート等の見直しを進めながら、実証実験運行を実施。平成24年4月から「あやめバス」として本格運行を開始した。

また、川東地域では平成26年4月の小学校統合を契機に、地域公共交通体系の検討を地域が主体となり進められ、あやめバスの路線への乗り入れなどを盛り込んだ川東コミュニティバスが、統合小学校の開校と時同じくして運行を開始した。

あやめバスにおいても、川東コミュニティバスの乗り入れに合わせて、これまでの乗降状況や利用者の意見などを分析・反映し、列車との接続性の向上や市内各高校への運行ルートなどの見直しを進め、平成26年4月から新たなルート、ダイヤでの運行を開始した。

運行開始によって生じた課題等を整理し、川東コミュニティバスは「各学校の児童・生徒への配慮」、「需要に応じたダイヤの調整」、あやめバスは「利用実態」や「列車・コミュニティバスとの接続性の向上」を図るため、平成27年4月から一部運行を見直す計画としている。

あやめバスや川東コミュニティバスは、鉄道や地域間幹線系統をはじめとする路線バスとJR新発田駅で結節しており、周辺市町村からの来訪者や、市民の大切な交通手段となっていることから、将来に渡り安定した運行の確保・維持を図る必要がある。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

- ・年間利用者数12.8万人以上（あやめバス、川東コミバス（フィーダー系統対象路線））  
（10月～3月の半期目標6.9万人、4月～9月の半期目標5.9万人）
- ・年間収支率30%以上（あやめバス）  
（10月～3月の半期目標33%、4月～9月の半期目標27%）

## (2) 事業の効果

- ・ 合併町村を含む各地区から市街地の各施設への移動利便性向上
- ・ 中心市街地の公共交通空白地域の改善
- ・ 自動車の運転のできない高齢者、学生などの交通弱者の移動手段の確保
- ・ 中心市街地の活性化
- ・ 車椅子対応の低床車両、位置情報提供システムの導入による利用環境の改善

## 3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

運行予定者名：新潟交通観光バス株式会社

運行系統名等は、地域公共交通確保維持改善事業補助金交付要綱「表1」のとおり

### (1) 予定している時刻表・運行予定期間

時刻表：別紙1（あやめバス）及び別紙2-7（川東コミュニティバス）のとおり

運行予定期間：平成26年10月1日～（あやめバス）

平成26年10月1日～（川東コミュニティバス）

### (2) 運行事業者決定の経緯

- ① 当該事業者は長年に渡り、地域住民の身近な交通手段として親しまれ、信頼がある。当該事業者が引き続きバス運行を担うことで、地元住民に安心かつ安全なサービスを提供できるものと期待できる。
- ② 当該事業者は、平成18年11月から平成24年3月までの市街地循環バス実証実験運行、及び、平成24年4月からのあやめバス運行の実績があり、この間、重大な事故等もなく適切な運行であった。  
また、当市に営業所があり、地域事情に精通しているため、不測の事態にも迅速に対応でき、安全で円滑な運行が滞りなくできるものと期待できる。
- ③ 市内の路線バス網及び法令・制度に関して熟知している。
- ④ 今後、地域住民と共に、各地区の公共交通の見直しを進める際に関連して、あやめバスの見直し等を行うことが考えられ、また、運行を維持するためには、社会情勢や利用者ニーズにマッチした運行が必要である。  
当該事業者は、当市のバス交通網を担い、熟知していることから、他路線との競合調整や地域間幹線系統との円滑な接続、また、将来的な路線延伸などの企画提案ができ、より効果的で安定した運行の維持及び発展が可能であるものと期待できる。
- ⑤ 通学支援の役割も含めた川東コミュニティバスの運行について、地域NPOによる運行・デマンドタクシー・貸切バスなど様々な運行方法を検討した結果、当該事業者に委託することを、地域で組織する川東地区自治連合会地域課題検討委員会にて決定した。

### (3) 既存交通や地域間交通との関係や整合性を図っている旨の説明（要綱別表6のハ）

あやめバスは、バス事業者と協議し他のバス路線との競合に配慮しているとともに、新発田駅を主な交通結節点として、地域間幹線系統をはじめ他の交通機関との乗り継ぎ等、効果的運行の措置を講じており、既存交通と一体となって地域全体の交通ネットワークの一部を形成するものとして整合性が図られている。

## 4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表2」のとおり

<b>5. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称</b>
新潟交通観光バス株式会社
<b>6. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法【活性化法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】</b>
<b>7. 別表4及び別表4-1の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要【地域間幹線系統のみ】</b>
<b>8. 別表4及び別表4-1の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧【地域間幹線系統のみ】</b>
<b>9. 地域公共交通確保維持事業を行う地域の概要【地域内フィーダー系統のみ】</b>
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」のとおり
<b>10. 車両の取得に係る目的・必要性【車両減価償却費等国庫補助金又は公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
<b>11. 車両の取得に係る定量的な目標・効果【車両減価償却費等国庫補助金又は公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
(1) 事業の目標
(2) 事業の効果
<b>12. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額【車両減価償却費等国庫補助金又は公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
<b>13. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>

#### 14. 協議会の開催状況と主な議論

- ・平成23年5月27日 大まかな計画全般について協議し、合意を得られた。
- ・平成24年2月14日 市街地循環バスの本格運行及び運行事業者について協議し、合意を得られた。
- ・平成24年5月31日 事業内容、費用負担、計画全体について協議し、合意を得られた。平成24年度及び平成25年度地域内フィーダー系統確保維持計画について合意を得られた。
- ・平成25年5月31日 事業内容、費用負担、計画全体について協議し、合意を得られた。平成26年度地域内フィーダー系統確保維持計画について合意を得られた。
- ・平成25年11月7日 あやめバスの一部運行見直し、川東地区の公共交通見直しについて協議し、合意を得られた。
- ・平成26年2月18日 平成26年度地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について合意を得られた。  
新発田市地域協働推進事業計画について合意を得られた。
- ・平成26年6月24日 事業内容、費用負担、計画全体について協議し、合意を得られた。地域協働推進事業の特例措置による平成26年度地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について協議し、合意を得られた。平成27年度地域内フィーダー系統確保維持計画について協議し、合意を得られた。
- ・平成27年2月17日 **平成27年度地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について**

#### 15. 利用者等の意見の反映

協議会の構成員には、地域公共交通の利用者として、新発田市自治会連合会、地域住民で組織するNPO法人七葉及び川東地区自治連合会の代表が参加しており、協議会での議論を反映して計画を策定した。

また、平成25年1月から事務局職員が定期的にあやめバスに乘車し、利用実態調査や利用者の聞き取り調査を行っている。これらニーズ等のデータを集積し、今後の見直しに活用したいと考えている。**運行見直しの基礎データとして、活用している。**

川東コミュニティバスについては、路線の再編、定額運賃化など運行に係る全ての見直しを地域主体となって進めた。**運行後においても、地域内に設置されている川東コミュニティバス検討部会にて、利用者等の意見を取りまとめ継続した課題等の検討を行っている。**

#### 16. 協議会メンバーの構成員

関係県	新潟県新発田地域振興局企画振興部
関係市	新発田市
交通事業者・交通施設管理者等	新潟交通観光バス(株)新発田営業所、(公社)新潟県バス協会、新発田ハイヤー協会、東日本旅客鉄道(株)新潟支社、新潟国道事務所、新潟県新発田地域振興局地域整備部、新発田市地域整備課、新発田警察署
地方運輸局	北陸信越運輸局、北陸信越運輸局新潟運輸支局
その他協議会が必要と認める者	連合新潟下越地域協議会新発田支部、新発田商工会議所、NPO法人七葉、新発田市自治会連合会、川東地区自治連合会

**17. 地域協働推進事業計画の認定後の地域内フィーダー系統確保維持事業の特例措置について【地域内フィーダー系統確保維持事業の特例措置を受けようとする場合のみ】**

(1) 地域協働推進事業の実施内容

**【地域住民による連携・協働の検討体制の構築】**

- ・運行に協賛していただくサポーターズ制度を導入及び拡充
- ・地域ぐるみによるバス停、待合所などの環境改善や除雪体制に構築及び課題整理

**【路線沿線における意識啓発の推進】**

- ・小学生に対するバスの乗り方教室の開催
- ・地域住民を対象とした利用促進等の説明会の実施

**【分かりやすい公共交通情報の提供】**

- ・時刻表のほか、乗降方法、運賃、路線図を分かりやすくまとめたチラシの作成
- ・整備を予定しているバスロータリーにおける情報提供内容の検討等

(2) 地域内フィーダー系統特例措置の対象となる系統の概要

川東コミュニティバスにおける地域間幹線系統（新潟～木崎～新発田線）と新発田駅前停留所にて近接している運行系統。

(3) バス交通のサービスレベルの見直し内容

- ・統合小学校の通学支援の対象となる児童との混乗
- ・あやめバス（市街地循環）路線への乗り入れ
- ・地区内 100 円、地区外 200 円（大人料金）とした定額運賃の導入
- ・小型車両導入による交通空白域の減少（田貝、虎丸、上三光等）

(4) 事業実施以前の状況を上回る数値目標又は効果目標

当該地域を運行するバス年間利用者数（地域内利用者）の増加を目標とする。

**【事業実施以前】**

- ・平成 24 年 10 月～平成 25 年 9 月  
輸送人員：21,683 人

**【目標】**

- ・平成 26 年 4 月～平成 27 年 3 月  
輸送人員：42,120 人
- ・平成 27 年 4 月～平成 28 年 3 月  
輸送人員：42,480 人

**【本計画に関する担当者・連絡先】**

(住 所) 新潟県新発田市中心町 4-10-4

(所 属) 新発田市市民まちづくり支援課

(氏 名) 溝口 茂伸

(電 話) 0254-22-3101 内線 1442

(e-mail) machizukuri@city.shibata.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運行予定者

H26. 10.1～H27. 9.30運行分が対象

H27

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行システム名 (申請番号)	地域間幹線／地域内フィーダーの別	確保維持事業に要する国庫補助額(千円)	地域内フィーダーシステムの基準適合 (別表6「補助対象の基準」)			
					乗合バス型/デマンド型の別	基準口で該当する要件	接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策	基準二で該当する要件
新潟県 (新発田市)	新潟交通観光バス株式会社	(1) 外回り(大栄町2丁目経由)	地域内フィーダー	2,913.5	経路変更のため左の金額から減となる			③
	新潟交通観光バス株式会社	(2) 外回り(豊浦病院前経由)	地域内フィーダー	1,257.0	経路変更のため左の金額から減となる			③
	新潟交通観光バス株式会社	(3) 内回り(大栄町2丁目経由)	地域内フィーダー	2,666.0	経路変更のため左の金額から減となる			③
	新潟交通観光バス株式会社	(4) 内回り(豊浦病院前経由)	地域内フィーダー	1,242.5	変更なし	①		③
	新潟交通観光バス株式会社	(5) 外回り(東新町2丁目経由)	地域内フィーダー	459.0	経路変更のため左の金額から減となる			③
	新潟交通観光バス株式会社	(6) 外回り(豊浦病院経由、緑町経由なし)	地域内フィーダー	717.0	経路変更のため左の金額から減となる			③
	新潟交通観光バス株式会社	(7) 内回り(城北町ニュータウン起点、大栄町2丁目経由)	地域内フィーダー	260.0	変更なし	①		③
	新潟交通観光バス株式会社	(8) 川東コバス(宮古木村中起点、外回り市街地循環路線) 4月～11月運行	地域内フィーダー	1,057.5	2か月の運行(H26.10、11)のため左の金額から減となる			③
	新潟交通観光バス株式会社	(9) 川東コバス(宮古木村中起点、外回り市街地循環路線) 12月～3月運行	地域内フィーダー	531.5	変更なし	①		③
	新潟交通観光バス株式会社	(10) 川東コバス(農業サポートセンター起点、外回り市街地循環路線)	地域内フィーダー	659.5	H27. 3までの運行となるため左の金額から減となる			③
	新潟交通観光バス株式会社	(11) 川東コバス(宮古木村中方面、新発田駅)	地域内フィーダー	692.0	H27. 3までの運行となるため左の金額から減となる			③
	新潟交通観光バス株式会社	(12) 川東コバス(宮古木村中方面、新発田営業所)	地域内フィーダー	383.5	H27. 3までの運行となるため左の金額から減となる			③
	新潟交通観光バス株式会社	(13) 川東コバス(宮古木村中方面、西姫田経由 新発田営業所)	地域内フィーダー	651.5	H27. 3までの運行となるため左の金額から減となる			③
	新潟交通観光バス株式会社	(14) 川東コバス(宮古木村中方面、山立経由 新発田営業所) 12月～3月運行	地域内フィーダー	135.5	変更なし	①		③
	新潟交通観光バス株式会社	(15) 川東コバス(上板山・荒清水・小戸方面、荒清水)	地域内フィーダー	629.0	H27. 3までの運行となるため左の金額から減となる			③
	新潟交通観光バス株式会社	(16) 川東コバス(上板山・荒清水・小戸方面、上板山)	地域内フィーダー	396.0	H27. 3までの運行となるため左の金額から減となる			③
	新潟交通観光バス株式会社	(17) 川東コバス(上板山・荒清水・小戸方面、新発田駅)	地域内フィーダー	342.5	H27. 3までの運行となるため左の金額から減となる			③
	新潟交通観光バス株式会社	(18) 川東コバス(南俣方面)	地域内フィーダー	434.0	H27. 3までの運行となるため左の金額から減となる			③

地域間幹線系統(新潟～木崎～新発田線)と新発田駅前停留所にて近接



都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	地域間幹線／地域内フィーダーの別	確保維持事業に要する国庫補助額(千円)	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表6「補助対象の基準」)				
					乗合バス型／デマンド型の別	基準口で該当する要件	接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策	基準二で該当する要件	
新潟県 (新発田市)	新潟交通観光バス株式会社	(19) 川東コバス(三光方面、上三光)4月～11月運行	地域内フィーダー	217.0	H27.3までの運行となるため左の金額から減となる			③	
	新潟交通観光バス株式会社	(20) 川東コバス(三光方面、上三光 西姫田経由)	地域内フィーダー	320.5	H27.3までの運行となるため左の金額から減となる			③	
	新潟交通観光バス株式会社	(21) 川東コバス(三光方面、上三光 新発田営業所)	地域内フィーダー	368.0	H27.3までの運行となるため左の金額から減となる			③	
	新潟交通観光バス株式会社	(22) 川東コバス(三光方面、下三光)4月～11月運行	地域内フィーダー	375.5	H27.3までの運行となるため左の金額から減となる			③	
	新潟交通観光バス株式会社	(23) 川東コバス(三光方面、上楠川)12月～3月運行	地域内フィーダー	194.5	変更なし	①		③	
	新潟交通観光バス株式会社	(24) 川東コバス(三光方面、五斗入口経由)12月～3月運行	地域内フィーダー	121.0	H27.3までの運行となるため左の金額から減となる			③	
	新潟交通観光バス株式会社	(25) 川東コバス(三光方面、上三光 農サホ経由なし)	地域内フィーダー	298.5	H27.3までの運行となるため左の金額から減となる			③	
	新潟交通観光バス株式会社	(26) 川東コバス(三光方面、新発田営業所 上中江)4月～11月運行	地域内フィーダー	299.5	2か月の運行(H26.10、11)のため左の金額から減となる			③	
	新潟交通観光バス株式会社	(27) 川東コバス(三光方面、新発田営業所 上楠川)12月～3月運行	地域内フィーダー	143.5	変更なし	①		③	
	新潟交通観光バス株式会社	(28) 川東コバス(三光方面、新発田駅 上中江)4月～11月運行	地域内フィーダー	270.0	2か月の運行(H26.10、11)のため左の金額から減となる			③	
	新潟交通観光バス株式会社	(29) 川東コバス(三光方面、新発田駅 上楠川)12月～3月運行	地域内フィーダー	129.0	変更なし	①	地域間幹線系統(新潟～木崎～新発田線)と新発田駅前停留所にて近接	③	
	新潟交通観光バス株式会社	(30) 川東コバス(三光方面、上三光経由なし 上楠川)12月～3月運行	地域内フィーダー	122.0	変更なし	①		③	
	新潟交通観光バス株式会社	(31) 川東コバス(農業サポートセンター 西姫田 経由新発田駅)	地域内フィーダー	739.0	H27.3までの運行となるため左の金額から減となる				③
	新潟交通観光バス株式会社	(32) 川東コバス(農業サポートセンター 新発田 駅)	地域内フィーダー	195.0	H27.3までの運行となるため左の金額から減となる				③
	新潟交通観光バス株式会社	(33) 川東コバス(農業サポートセンター 西姫田 経由新発田営業所)	地域内フィーダー	981.5	H27.3までの運行となるため左の金額から減となる			③	
	新潟交通観光バス株式会社	(34) 川東コバス(農業サポートセンター 五斗入口 経由新発田営業所)	地域内フィーダー	338.5	H27.3までの運行となるため左の金額から減となる			③	
	新潟交通観光バス株式会社	(35) 川東コバス(農業サポートセンター 下三光 経由新発田駅)12月～3月運行	地域内フィーダー	106.5	変更なし	①		③	
	新潟交通観光バス株式会社	(36) 外回り(大栄町2丁目経由、城址公園 未経由)H27.4～	地域内フィーダー	新規系統	乗合バス型	①		①	
	新潟交通観光バス株式会社	(37) 外回り(豊浦病院前経由、城址公園 未経由)H27.4～	地域内フィーダー	新規系統	乗合バス型	①		①	
	新潟交通観光バス株式会社	(38) 内回り(大栄町2丁目経由、城址公園 未経由)H27.4～	地域内フィーダー	新規系統	乗合バス型	①		①	
新潟交通観光バス株式会社	(39) 川東コバス(宮古木村中起点、川東小 経由、外回り市街地循環路線)H27.4～	地域内フィーダー	新規系統	乗合バス型	①		①		
新潟交通観光バス株式会社	(40) 川東コバス(宮古木村中方面、川東小 経由、新発田駅)H27.4～	地域内フィーダー	新規系統	乗合バス型	①		①		

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	地域間幹線／地域内フィーダーの別	確保維持事業に要する国庫補助額(千円)	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表6「補助対象の基準」)			
					乗合バス型/デマンド型の別	基準口で該当する要件	接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策	基準二で該当する要件
新潟県 (新発田市)	新潟交通観光バス株式会社	(41) 川東コバス(宮古木村中方面、西姫田・川東小経由 新発田営業所)H27.4～	地域内フィーダー	新規系統	乗合バス型	①	地域間幹線系統(新潟～木崎～新発田線)と新発田駅前停留所にて近接	①
	新潟交通観光バス株式会社	(42) 川東コバス(上板山・荒清水・小戸方面、川東小経由、荒清水)H27.4～	地域内フィーダー	新規系統	乗合バス型	①		①
	新潟交通観光バス株式会社	(43) 川東コバス(上板山・荒清水・小戸方面、川東小経由、新発田営業所)H27.4～	地域内フィーダー	新規系統	乗合バス型	①		①
	新潟交通観光バス株式会社	(44) 川東コバス(三光方面、川東小経由、上三光)H27.4～	地域内フィーダー	新規系統	乗合バス型	①		①
	新潟交通観光バス株式会社	(45) 川東コバス(三光方面、上三光 西姫田、川東小経由)H27.4～	地域内フィーダー	新規系統	乗合バス型	①		①
	新潟交通観光バス株式会社	(46) 川東コバス(三光方面、川東小経由、下三光)H27.4～	地域内フィーダー	新規系統	乗合バス型	①		①
	新潟交通観光バス株式会社	(47) 川東コバス(川東小、五斗入口経由、新発田営業所)H27.4～	地域内フィーダー	新規系統	乗合バス型	①		①
	新潟交通観光バス株式会社	(48) 川東コバス(三光方面、新発田駅、川東小経由、上中江)H27.4～	地域内フィーダー	新規系統	乗合バス型	①		①
	新潟交通観光バス株式会社	(49) 川東コバス(三光方面、上の町、川東小経由、新発田駅)H27.4～	地域内フィーダー	新規系統	乗合バス型	①		①
	新潟交通観光バス株式会社	(50) 川東コバス(三光方面、新発田営業所 川東小経由、上三光)H27.4～	地域内フィーダー	新規系統	乗合バス型	①		①
	新潟交通観光バス株式会社	(51) 川東コバス(川東小 西姫田経由新発田駅)H27.4～	地域内フィーダー	新規系統	乗合バス型	①		①
	新潟交通観光バス株式会社	(52) 川東コバス(川東小 西姫田経由新発田営業所)H27.4～	地域内フィーダー	新規系統	乗合バス型	①		①
	新潟交通観光バス株式会社	(53) 川東コバス(川東小 西姫田経由新発田営業所 毎週金曜日)H27.4～	地域内フィーダー	新規系統	乗合バス型	①		①
	新潟交通観光バス株式会社	(54) 川東コバス(川東小 五斗入口経由新発田営業所)H27.4～	地域内フィーダー	新規系統	乗合バス型	①		①
	新潟交通観光バス株式会社	(55) 川東コバス(新発田駅-下楠川三叉路-新発田駅)H27.4～	地域内フィーダー	新規系統	乗合バス型	①		①
合 計				20,647.0				

(注)

1. 「地域内フィーダー系統の基準適合」は地域内フィーダー系統を記載する場合のみ記載する。
2. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
3. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。